

平成29年度 財政援助団体等監査（1）監査結果措置状況

《株式会社神戸商工貿易センター》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 指摘事項</p> <p>① 契約に関する事務</p> <p>ア 規程に基づく契約を行うべきもの 会社では、所掌事務取扱及び専決規程を定め、物品の調達等で1件の予定額が100万円以上の場合は注文書により発注し、また、請負などの1件の予定額が1,000万円以上の場合については工事請負契約を締結しなければならないとしているが、下記の事例があった。 規程に基づき、正しく処理すべきである。 (事例) 工事契約で、契約金額税抜き1000万円以上の場合に契約書を作成していない事例 (事例) 工事契約で、工期を延長したにもかかわらず、変更契約書等の作成をしていない事例</p> <p>イ 指定管理業務に係る履行保証金を適正に納付するべきもの 会社は、共同事業体の代表者として、デザイン・クリエイティブセンター神戸の指定管理者となっており、本市との間で協定を締結しているが、協定で定める履行保証金2,943,060円については納付されておらず、履行保証金に代わる履行保証保険契約も締結していなかった。 保証金を納付するか、履行保証保険契約を締結するべきである。また、本市所管局は、履行保証金の納付又は履行保証保険契約の締結について確認を行い、実施するよう指導するべきである。</p>	<p>貿易センター、ファッションマートのいずれの事案も、規程の認識不足が原因で生じたものである。 今後の再発防止をはかるため、貿易センターでは、平成29年12月8日に社員全員に書面にて事案内容の説明を行い、改めて同年12月26日の部課長会を通じて周知徹底した。 ファッションコートでは、実地監査で指摘のあった同年9月27日に課長を通じて課員に対し事案内容の説明を行い、改めて同年12月25日の課長会を通じて周知徹底した。 加えて、同年12月26日の全社経営会議において、幹部社員を通じて全社員への規程の遵守、適正な事務処理徹底を再度指示した。</p> <p>指摘を受け、市から指定管理者に対して速やかに履行保証金を納付するよう指示し、会社は11月30日に納付を完了した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 意見</p> <p>① ファッションマートの大規模修繕の費用負担について</p> <p>会社は、議会の議決により本市からファッションマートの土地建物を平成 12 年度から 40 年間無償で借受けており、借受けにあたり会社と本市との間で使用貸借契約を 5 年ごとに締結している。</p> <p>使用貸借契約には費用負担に関する条文があり、大規模修繕及び設備更新に要する費用は本市で負担するものとしている。</p> <p>しかしながら、大規模修繕及び設備更新について、使用貸借契約の規定にかかわらず、会社の負担とする覚書を平成 23 年度より締結しており、会社が外壁改修等の大規模修繕や空調設備等の設備更新を実施し、それらの資産を本市に寄附しており、現在もその状況が続いている。</p> <p>大規模修繕及び設備更新についてこのまま覚書どおり会社の負担とするのか、もしくは契約に基づき本市が負担するのか本市所管局と十分協議し、施設の維持管理を円滑に進められたい。</p>	<p>現在、市と会社で大規模修繕等のあり方について協議しており、平成 30 年度中に方針を定める予定である。</p>	<p>措置方針</p>